

平成19年11月28日

登別市長 上野 晃 様

登別市市民自治推進委員会
会長 田中 寛志

(仮称)登別市福祉のまちづくり条例骨子に係る提言について

市から依頼のありました標記の件について、別紙のとおり提出しますので、本骨子の主旨をご理解いただき、条例を策定くださいますようお願いいたします。

記

1 (仮称)登別市福祉のまちづくり条例に係る骨子について 別紙のとおり

(仮称)登別市福祉のまちづくり条例に係る骨子について

登別市市民自治推進委員会

1 骨子作成の考え方

第3部会で検討した「(仮称)登別市福祉のまちづくり条例に係る骨子」は、市から示された「(仮称)登別市福祉のまちづくり条例(考え方・事例)」に対し、条例の作成にあたってさらに盛り込むべき必要があると考えられるものなどを示したものである。

市は、登別市市民自治推進委員会が作成した「(仮称)登別市福祉のまちづくり条例に係る骨子について」の趣旨を理解し、条例作成にあたっていただきたい。

2 骨子

市から示された「(仮称)登別市福祉のまちづくり条例(考え方・事例)」について加筆または修正した箇所の字句に下線を引き示した。

(1) 前文について

- ・ 市民の誰もが、住み慣れた地域の中で、お互いを尊重しながら、安全かつ健やかに暮らすことができることを願っている。
- ・ 地域社会においては、障がいや疾病に対する心理的障壁や、物理的障壁があり、偏見・差別や高齢化等により、社会参加ができない人が増加することが予測される。

これらのことから、市民、事業者と市がそれぞれの役割を自覚し、力を合わせて調和と共生の福祉のまちづくりに取り組むために条例を制定する。

(2) 目的

- ・ この条例は、福祉のまちづくりに関し、その基本理念及び基本的施策について必要な事項を定めるとともに、市民、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、福祉のまちづくりを総合的に推進し、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

(3) 基本理念

- ・ すべての市民が、個人として尊重される社会。
- ・ 市民がそれぞれの立場で福祉のまちづくりに貢献できる社会。
- ・ 心理的障壁や物理的障壁のない自らの意思で社会参加できる環境づくり。

(4) 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

るによる。

なお、用語の定義については代表的な用語を提示したが、項目及び字句の整理については、市に一任する。

福祉のまちづくり

高齢者・障がい者をはじめ、全ての市民があらゆる分野における社会参加の機会を等しく有することができるよう、様々な障壁が取り除かれるとともに一人一人が地域の構成員として尊重され共に支え合うことにより、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくりを言う。

高齢者、障がい者等

高齢者・障がい者・妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活上制限を受ける者を言う。

公共的施設

官公庁の施設・社会福祉施設・医療施設・教育施設・商業施設・道路公園など、その他の多数の者が利用する施設で規則で定めるものを言う。

公共的車両等

一般旅客の用に供する自動車等で規則で定めるものを言う。

公共的工作物

信号機・公衆電話所・バス停留所・案内標識・現金自動支払所・自動販売機・その他の多数の者が利用する工作物を言う。

公共的施設等

公共的施設・公共的車両等公共的工作物及び住宅を言う。

(5) 施策の基本方針

- ・すべての市民が役割を認識し、積極的に福祉のまちづくりに取り組む気運を養成する。
- ・市民、事業者及び市が協力・連携し、福祉のまちづくりを推進する。

(6) 推進計画

- ・市は、基本方針に基づき、福祉施策の推進を図るため、子育て支援、障がい者福祉、高齢者福祉、健康推進、男女共同、その他必要な計画を策定する。
- ・計画の策定・変更にあたっては、市民の意見を聴く。
- ・計画を策定・変更したときは、速やかに公表する。

(7) 福祉の心の育成

- ・市は、市民がお互いの人権を尊重し合い、助け合う福祉の心の育成に努める。

- ・ 市は、福祉のまちづくりに関する情報を市民及び事業者に適切に提供するように努める。
- ・ 市は、福祉のまちづくりに関して市民及び事業者が理解を深めるとともに自発的な活動を支援するため、必要な情報の収集及び提供、学習機会の確保、推進に努める。

(8) 地域福祉活動の推進

- ・ 市は、住民参加による地域福祉活動を推進するよう、必要な施策を講ずる
- ・ 住み慣れた地域における市民の自立した生活や社会参加を支援するため、保健福祉に関するサービスが効果的に提供されるよう、必要な施策を推進する。
- ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達を推進する。
- ・ 地域福祉活動への住民参加を促進する。
- ・ 地域における防災・防犯上必要な施策を推進する。

(9) 市民の役割

- ・ 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自らこれに努める。
- ・ 市民は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力をする。
- ・ 市民は、高齢者、障がい者等が円滑に公共施設等を利用することを妨げない。

(10) 事業者の役割

- ・ 事業者は、事業を行うに当たっては、福祉のまちづくりの推進に積極的に取り組み、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力をする。
- ・ 高齢者、障がい者等への理解と雇用の促進に努める。

(11) 市の役割

- ・ 市は、基本理念に基づき、市民及び事業者と連携して、福祉のまちづくりに関する施策を策定し、実施する。
- ・ 市は、自ら設置した公共的施設等について、すべての市民が円滑に利用できるよう必要な措置を講ずる。
- ・ 市は、福祉のまちづくりのために広域的な取組を必要とする施策については、国及び北海道等と連携して、その推進に努める。

(12) 整備基準の遵守

- ・ 北海道の基準等に準拠する。